

広島県告示第九百五十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成十九年十月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
砂ヶ瀬地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市		町		大字		字		地 番	標柱番号
山県郡		安芸太田町		中筒賀		砂ヶ瀬	新重山平		
						砂ヶ瀬	新重山平	一一四四番九	標柱一号
								一一三三七番一	標柱二号
								一一三三一番二	標柱三号
						砂ヶ瀬		一一二七番	標柱四号
								一一九七番三	標柱五号
								一一三二番四	標柱六号